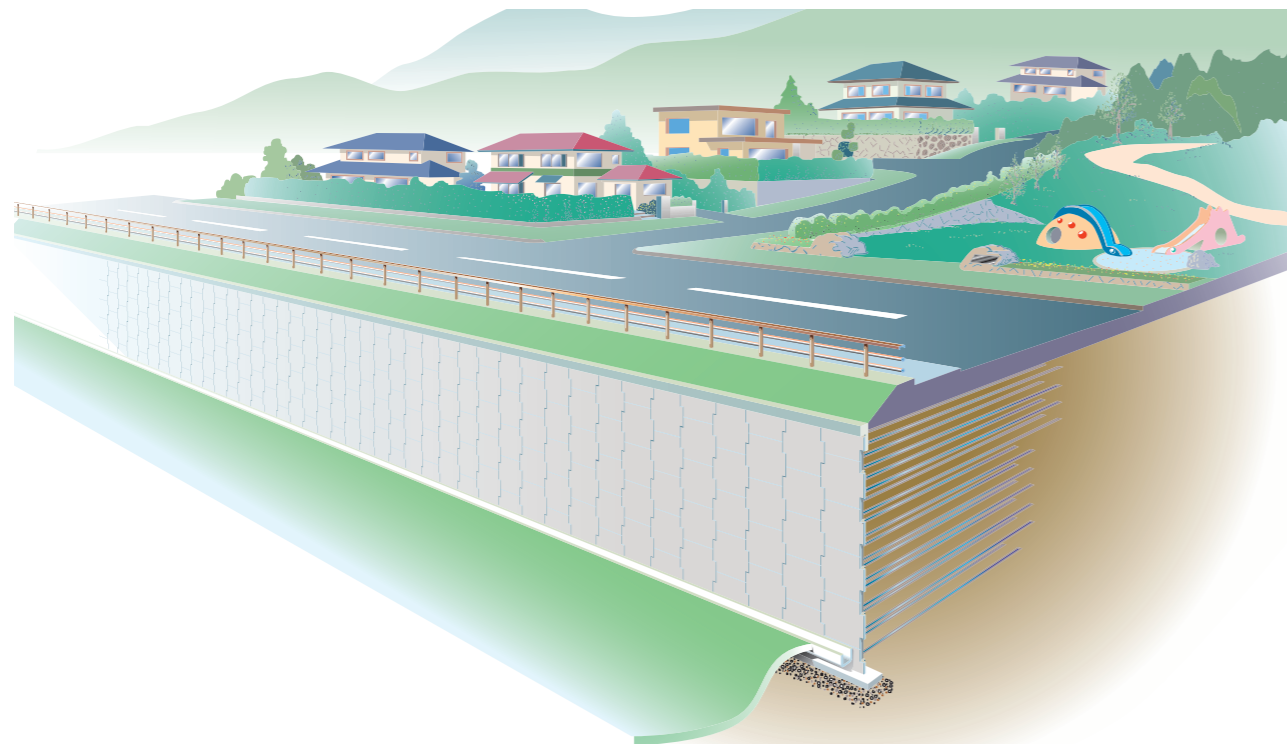


# テールアルメ擁壁

～大臣認定擁壁(宅地造成等規制法施工令第14条)～



## 特長

テールアルメ擁壁は、補強土工法で唯一宅地造成等規制法施工令第14条による大臣認定を取得した擁壁です。宅地の景観や周辺の環境などと調和できるように、コンクリートスキンの表面にはデザイン、カラーリングを施すことができます。

### ① 大臣認定だから安心、手続きも簡素化

大臣認定を取得していますので安心してご使用いただけます。また、認定条件内であれば設計計算等の手間が不要で、計画から認可までの手続きが簡素化できます。

### ② 最小限の用地幅

高い垂直盛土が可能のため、擁壁設置用地は最小限ですみ、擁壁上部の宅地を最大限に有効利用出来ます。

### ③ 豊富なデザイン・バリエーション

現地での周辺環境への調和や、美観性を高めるために、コンクリートスキンの天然素材をイメージしたデザイン、アートリーフ模様やカラースキン等景観を配慮した対応が可能です。

### ④ 周辺地域への配慮

基礎工は、一般にくい打ちなどを必要としないので騒音や振動がほとんどありません。そのため工事現場での地域住民をはじめとした周辺環境への影響は最小限に抑えられます。

### ⑤ 幅広い適用性

宅地での対応はもちろんのこと、一般土木分野では、道路構造物の擁壁構造の利用をはじめ、都市部・山岳部のように用地制約がある場所にて高い擁壁を構築することが可能となります。さらには、比較的軟弱な地盤、水辺などさまざまな場所での適用が可能です。

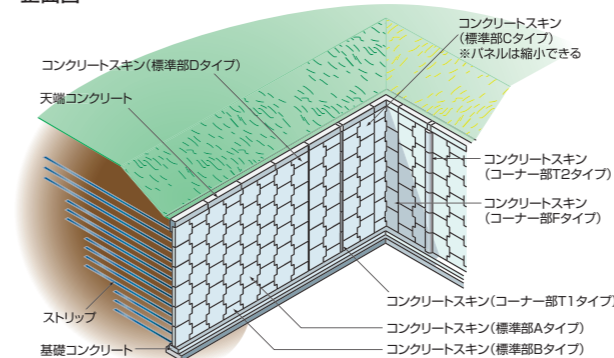
#### ● 主な用途・道路

- ・公園
- ・緑地
- ・調整池・調節池（水圧の影響のある範囲を除く）
- ・駐車場、駐輪場（一戸建住宅用を除く）
- ・プレイランド
- ・沈砂池（水圧の影響のある範囲を除く）

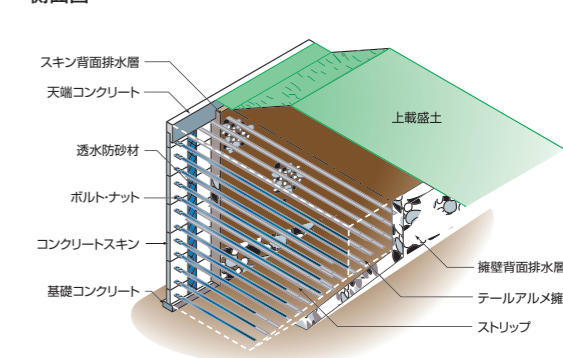
## 仕様

### ● 申請擁壁標準築造定規図

#### 正面図

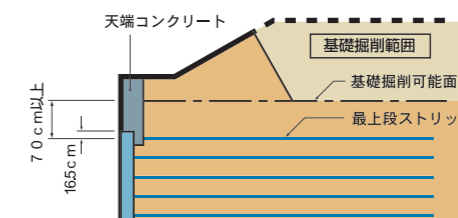


#### 側面図



### ● 本擁壁背後の土地の利用制限

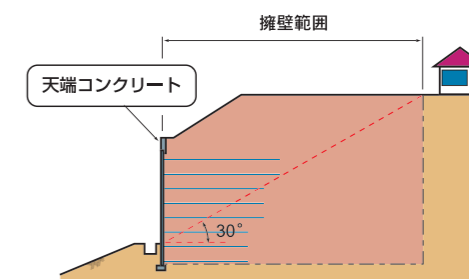
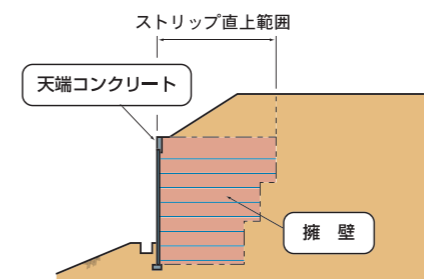
ストリップ直上範囲には、建築物・工作物は構築できません。ただし、仮設構造物及び軽微な工作物（フェンス、仮設ハウス、ガードレール、電柱、ベンチ等）で基礎掘削を伴う場合は、掘削深さが最上段ストリップ上面より70cm以上確保されているものは除く。



テールアルメ擁壁：コンクリートスキン、天端コンクリート、ストリップ及びストリップが敷設される盛土部分をいう。

ストリップ直上範囲：ストリップが敷設される範囲を地表面に投影した部分をいう。

擁壁範囲：壁前面の地表面とコンクリートスキンの交点を起点として、水平面に対して30°の勾配を有する面を考える。この面と擁壁頂部の地表面との交点位置における鉛直面とコンクリートスキンに挟まれた範囲をいう。



## 施工事例

